

「(仮称)三木市共に生きる手話言語条例(案)」 についての意見を募集

1 募集の趣旨

手話が言語であることを広く市民の皆様に周知するとともに、聴覚障がい者への理解と支援を広める必要があることから条例の制定に取り組みます。

市民の皆様のご意見・ご提案を条例に反映させるため、市民の皆様のご意見を募集します。

2 募集期間 2月16日(月)まで

3 意見を募集する条例案 (仮称)三木市共に生きる手話言語条例(案)

4 閲覧方法及び場所

○三木市ホームページから閲覧・印刷していただけます。

○文書による閲覧場所

- ・市役所3階障害福祉課窓口
- ・市役所3階情報公開コーナー
- ・吉川健康福祉センター窓口
- ・各市立公民館窓口

5 意見の提出方法及び提出先

意見提出用紙に住所、氏名(団体等の場合は名称・代表者名・所在地)、電話番号を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出していただきます。

- 持参：市役所3階障害福祉課の窓口、吉川健康福祉センター窓口で手渡し
- 投函：市役所3階・各市立公民館の「市民の声の箱」へ投函
- 郵送：〒673-0492 三木市健康福祉部障害福祉課宛 (宛先住所は不要)
- FAX：0794-82-9943 障害福祉課宛
- 電子メール：publiccomment@city.miki.lg.jp

6 その他

ご意見は、市の見解とともにホームページで公表(氏名等非公開)します。
なお、個別の回答はしません。

問い合わせ先 三木市健康福祉部障害福祉課 障害者支援グループ
電話：0794-82-2000(内線2304)